

東海北陸地方年金記録訂正審議会（第9回総会）議事録

○日時 令和5年4月11日（火） 9：59～10：22

○場所 名古屋合同庁舎第1号館8階 会議室

○出席者

中根会長、大滝委員、小掠委員、木村委員、久野委員、小寺委員、近藤委員、佐藤委員、杉原委員、長瀬委員、名越委員、船戸委員、松田委員、安田委員、柚原委員、若松委員

○議題

東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について

○報告事項

年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について

○議事

○草柳課長補佐 それでは先生方皆様お揃いになりましたので定刻より少し早いですが、始めさせていただきますと思います。

ただいまから東海北陸地方年金記録訂正審議会第9回総会を始めさせていただきます。私は、東海北陸厚生局年金審査課の課長補佐の草柳と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

冒頭ですが、お願ひごとになります。本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。併せて、東海北陸厚生局のホームページに掲載する写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいと思います。また、本日の総会におきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、アクリル板を設置し、席の間隔を空けて審議を実施していただきます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは本題に入らせていただきます。本会議につきましては、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則により、中根会長に本日の総会の議事進行をしていただくこととなります。それでは、中根会長よろしくお願ひいたします。

○中根会長 皆様、おはようございます。昨年に引き続きまして、会長を務めさせていただきます、中根でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ここからは座って説明させていただきます。委員の皆様方には、ご多用の中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

まず始めに、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則第9条に「会議は非公

開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。本日の議題の議事内容及び報告事項については、特段、個人情報の保護や、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断しますので、公開とします。

なお、発言に際しては個人情報に配慮していただきますようお願いいたします。

事務局は、運営規則第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東海北陸厚生局ホームページで公開するとともに、同条第 3 項の規定に基づき、議事録を作成してください。

なお、同条第 4 項の規定による議事録署名人として、私の他に、柚原委員と安田委員の 2 名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から、本日の出欠状況と会議の成立についての報告及び資料等の説明と確認をお願いします。

○草柳課長補佐 それでは本日の総会の出席員数及び総会の成立についてご報告いたします。本日は、委員総数 16 名に対しまして、すべての先生方のご出席をいただいております。地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項において、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない」と規定されており、本日は、その定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。まず「座席表」「議事次第」に続きまして、資料 1 「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」、資料 2 「東海北陸地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、資料 3 「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、参考資料「地方年金記録訂正審議会規則及び東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」をご用意させていただいております。資料に不足がございましたらお申し出ください。

これに加えまして、本年 4 月に再任された委員の皆様には、人事異動通知書を机の上にご用意させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、任期途中の委員の皆様には人事異動通知書はございませんが、引き続きよろしくお願いいたします。

○中根会長 それでは、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員と、本日出席の事務局職員のご紹介をしたいと思います。事務局は、ご紹介をよろしくお願いいたします。

○草柳課長補佐 それでは、まず東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介いたします。資料 1 の委員名簿をご覧ください。名簿の順にお名前のみご紹介させていただきます。

大滝春義委員です。小掠めぐみ委員です。木村美恵子委員です。久野真枝委員

です。小寺佐智子委員です。近藤実晴委員です。佐藤文子委員です。杉原孝朗委員です。長瀬紀美子委員です。中根紀裕会長です。名越陽子委員です。船戸淳委員です。松田正子委員です。安田剛委員です。柚原肇委員です。若松優佳委員です。以上、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は16名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。東海北陸厚生局長の中山です。年金管理官の堀です。年金審査課長の遠藤です。年金記録調査専門官の宮本です。管理係長の伊藤です。そして、私は年金審査課長補佐の草柳です。よろしくお願ひいたします。

○中根会長 それでは、本日の議事に先立ちまして、中山東海北陸厚生局長よりご挨拶をお願ひしたいと思います。

○中山厚生局長 東海北陸地方年金記録訂正審議会第9回総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。まず、中根会長をはじめ委員の皆様には、日頃より年金事業の適正な運用と円滑な推進にご理解、ご尽力をいただいておりますことを、心より御礼申し上げます。

また、これまでの間、年金記録訂正請求事案について審議していただいたことにつきまして、重ねて深く感謝申し上げます。

さて、本審議会は、平成27年4月に第1回総会を開催して以来、8年間で延べ491回の部会を開催いたしました。この間、記録訂正請求事務を順調に処理することができたことは、皆様のお力添えの賜物であり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今後も年金記録の訂正手続を着実に実施し、国民の皆様の迅速な権利回復のため、今までと同様、訂正請求の可否について、皆様のお力をお借りしながら、公平・公正に業務を進めていく所存でございますので、引き続き、国民の立場に立ってご尽力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中根会長 それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題は「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてです。地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされ、同規則第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」とされ、同条第3項に、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされています。

まず、会長代行には、引き続き柚原委員を指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に各部会に属する委員及び部会長の指名についてです。事務局は「部会に属すべき委員一覧表」を委員の皆様へ配布してください。

○中根会長 この一覧表のとおりをお願いしたいと考えております。

第1部会は、久野委員、近藤委員、佐藤委員、名越委員で部会長は名越委員をお願いいたします。

第2部会は、大滝委員、長瀬委員、安田委員、若松委員で部会長は安田委員をお願いいたします。

第3部会は、小掠委員、木村委員、松田委員、柚原委員で部会長は柚原委員をお願いいたします。

第4部会は、小寺委員、杉原委員、船戸委員、そして私で、部会長は中根が務めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、東海北陸厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。また、審議会総会は、必要な都度、私が招集することとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告事項として「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、事務局から報告をお願いします。

○遠藤課長 本年4月に年金審査課長を拝命しました遠藤と申します。着任しまして日が浅く、至らない点もあるかと思いますが、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りながら業務に努めていきますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。それでは、失礼ながら、着席して説明させていただきます。

お手元の資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」をご用意いただきたいと思います。この資料の数値でございますが、令和5年3月分の集計がまだ終わっておりませんので、令和4年度につきましては令和5年2月末時点の速報値ということになります。

まず、1ページ目をご覧ください。当局管内の直近3か年度の年金記録訂正請求の受付・処理状況の推移を示しているものでございます。受付件数につきましては、令和2年度は485件、令和3年度は536件、令和4年度は2月末までで344件となっており、おおむね450件程度で推移しているところでございます。令和4年4月から令和5年2月までの状況でございますけれども、前年度の同期と比べまして、受付件数は174件の減少となっております。制度別では、各年度とも、厚生年金が受付件数の大部分を占めており、続いて国民年金、脱退手当金の順となっております。

受付後の処理の流れでございますが、請求者からの訂正請求は、初めに日本年金機構で受付しまして、調査確認が行われた後に、厚生労働省での判断が必要という場合に、当局年金審査課に送付され、処理されることとなっております。その結果、当局処理件数につきましては、令和2年度は120件、令和3年度は123件、令和4年度では2月末までで98件となっております。令和3年度は処理件数の7割程度は記録訂正が判断できる確実な証拠があることなどによりまして、日本年

金機構の段階で処理されております。

令和3年度の処理123件の内訳は、訂正決定が78件、不訂正決定が45件であり、制度別に見ますと、国民年金は処理25件のうち、不訂正決定が21件となっております。これまでと同様、不訂正決定が多い傾向にあります。

なお、処理件数については、処理した年度で件数を拾っておりますので、年度での受付件数とは若干相違しております。ただ、資料にはございませんが、日本年金機構から当局へ送付される本年度の受付件数は前年度と比べまして約30件少ない状況でございます。1月に1回各部会を開催していたものの、後半は休会をさせていただく月もありました。

年金記録の訂正請求がどれだけ提出されるかというのは何とも言いえないところではございますが、今後も審議の予定がない月は休会とさせていただくことがあるかと思っておりますけれども、ご承知いただければ幸いです。

また、委員の先生方のご都合もありますので、休会になることが決定した際は、いち早く先生方にお伝えしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして2ページにまいります。総務省第三者委員会にて年金記録の申し立て手続きが開始された以降の当局管内の受付件数の推移でございます。平成22年度の6,967件、1か月あたり581件をピークとしまして、その後減少しまして、平成30年度は221件、1か月あたり18件となりましたけれども、直近3か年度は1か月あたり45件程度の受付状況となっているところでございます。

続きまして3ページになります。こちらは総務省第三者委員会にて年金記録の申し立て手続きが開始された以降の当局管内の処理件数の推移でございます。先程の受付件数の推移と同様に、平成22年度の6,716件、1か月あたりで560件をピークとしまして、その後減少し、このところ1か月あたり10件程度の処理状況となっているところでございます。

続きまして、4ページ5ページです。この資料は昨年12月21日に厚生労働省で開催された第10回社会保障審議会年金記録訂正分科会において公表された全国厚生局処理事案を対象とした資料でございます。こちらは全国版の厚生局処理事案を対象とした件数でございます。

まずは4ページの事案類型別の状況です。令和3年度で見ますと厚生年金では、事案類型が①の標準賞与額に係る訂正請求が65.1%、②の被保険者期間に係る訂正請求が24.2%、③の標準報酬月額に係る訂正請求が10.5%でございました。令和2年度でもほぼ同比率となっているところでございます。最近の厚生年金の主たる訂正請求事案は、標準賞与額に係る訂正であることが分かります。

国民年金では、令和2年度、令和3年度においても⑤の保険料納付に係る訂正請求が90%を超え、ほとんどを占めているところでございます。

脱退手当金につきましては、支給期間の訂正が全期間か一部期間かということに分けられておりますけれども、ほぼ全期間の訂正を求めているところでございます。

続きまして5ページです。請求者の年齢階層別の状況でございます。こちら

全国の令和3年度の厚生局処理事案を対象とした件数となります。

国民年金では、年金請求年齢に近い50歳から65歳の請求が多く見られますけれども、厚生年金につきましては、若い世代の30歳代から50歳が多いことが見られます。これは、賞与の届出の漏れなどが影響しているのではないかと考えているところでございます。

最後の6ページです。資料の1ページ目で当局管内分の受付・処理状況を説明させていただいたところですが、このページは全国に11か所あります各厚生局、各分室ごとの受付・処理状況でございます。令和4年4月から令和5年2月までの状況でございますが、当局の処理件数は、網掛けしてあります⑦の列になり、全国の処理件数833件のうち、当局の処理件数は98件と、全国に占める当局の処理件数の割合は、11.7%となっております。

また、当局の特徴としまして、表の下から2行目の一番右の欄でございますが、機構処理率の全国平均が73.9%であるところ、当局では機構処理率が55.9%となっております。⑩の四国厚生(支)局に次いで低い状況でございます。機構での処理率が低いということは、厚生労働省での判断を必要とする事案が多いということでありまして、それだけ当局では難事案が多いということでもあります。このような中で、先生方におかれましては、精力的にご審議をいただきまして、感謝を申し上げる次第でございます。

本年度におきましても、昨年度同様、活発なご議論を賜り、引き続きご審議のほどよろしくお願いたします。以上で、訂正請求の受付・処理状況の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○中根会長 ありがとうございました。ただいまの事務局の報告について何かご質問等があれば発言願います。念のために申し上げますが、この議題は公開としておりますので、発言の際には個人情報、法人情報等につきご留意願います。ご質問はありますでしょうか。

○中根会長 以上で報告事項について終了いたします。これで本日予定していた議題及び報告事項は、全て終了しました。

○草柳課長補佐 中根会長、ありがとうございました。これをもちまして、第9回東海北陸地方年金記録訂正審議会総会を終了いたします。